珠洲市監查公表第1号

地方自治法第199条第4項の規定により、珠洲市立保育所の令和元年度定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその監査結果を次のとおり公表する。

令和2年10月15日

珠洲市監査委員 田 畠 邦 章 珠洲市監査委員 寺 井 秀 樹

第1 監査の概要

1 監査の対象

珠洲市立保育所設置条例により設置された保育所。

宝立保育所、上戸保育所、飯田保育所、若山保育所、正院保育所、蛸島保育所、みさき保育所、大谷保育所

2 監査を執行した監査委員

田 畠 邦 章 寺 井 秀 樹

3 監査の範囲

令和元年度の事務事業の実績及び令和2年度の実施状況について

4 監査の実施日

書類審査 令和2年9月 4日(金)~28日(月) 施設監査 令和2年9月29日(火)

- 5 監查事項
 - (1) 保育所の管理運営について
 - (2) 職員の服務状況について
 - (3) 施設、設備(備品)の保管、維持管理状況について
 - (4) 備え付け帳簿類の整備、保管について
 - (5) その他
- 6 監査の手続き

全保育所を対象に、珠洲市立保育所に整備すべき帳簿類の提出を求め、 書類審査をするとともに、4保育所(宝立保、若山保、飯田保、みさき 保)へ出向き、令和2年度の運営計画、保育計画、施設管理状況等につ いて、福祉課長及び指導保育士の立ち会いのもと、保育所長、副所長並 びに主任保育士から詳細な説明を聴取すると共に諸帳簿等の監査を実施 した。

第2 監査の結果

いずれの保育所についても、概ね適正に執行されていると認められた。